

第八十四号議案

東京都女性相談センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都女性相談センター条例の一部を改正する条例

東京都女性相談センター条例（昭和五十二年東京都条例第十四号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

東京都女性相談支援センター条例

第一条第一項中「緊急の保護又は自立のための援助を必要とする」を「困難な問題を抱える」に、「者の監護する児童に対し、生活各般の相談、指導及び援護」を「同伴する家族に対する支援」に、「東京都女性相談センター」を「東京都女性相談支援センター」に改め、同条第二項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十四条第一項」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下「法」という。）第九条第一項」に、「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第三項中「東京都女性相談センター多摩支所」を「東京都女性相談支援センター多摩支所」に改める。

第二条各号を次のように改める。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は法第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性がその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号までにおいて同じ。）の安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事業
- 第三条第一号中「指導」を「援助」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。
- 第八条第三号中「できなくなつた」を「できなくなつた」に改める。
- 附則第三項中「もつて」を「もつて」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。